

■火災の概要（総務省消防庁による）

発生日時：平成25年10月11日（金） 覚知2時22分
 発生場所：福岡県福岡市博多区住吉5丁目29-13
 被害者：死者 10人
 負傷者 5人（重症4人、中等症1人）
 火災概要：焼損面積 282㎡
 火災原因：1階処置室から出火（調査中）
 平成25年10月11日（金） 3時39分鎮圧、4時56分鎮火

■建物の概要（総務省消防庁、福岡市による）

構造：RC造・耐火構造（一部S造・準耐火構造）
 階数：地上4階、地下1階建て
 用途：複合用途（診療所併用住宅）
 ※1,2階は診療所、3階が住宅、4階は実態として寮に使用。
 建築面積：203.59㎡
 延べ面積：約720㎡程度

○安部整形外科外観（赤枠部分が増築部分）



■建築経過（福岡市による）

昭和44年7月8日 建築確認（新築）
 鉄骨造3階建て建築物 診療所兼居宅、延べ面積293.74㎡
 昭和48年7月12日 建築確認（増築）
 鉄筋コンクリート造（地上4階、地下1階）診療所併用住宅、延べ面積366.49㎡
 ※昭和48年の増築後、さらに無届で増築された部分（1、3、4階で計約50㎡）があることが確認された。
 増築時期について、1階部分は2、3年程前であり、3、4階部分については不明。

福岡市博多区診療所で発生した火災への国土交通省の対応等



1. 初動対応

- ・火災発生当日（10月11日（金））及び翌日（12日（土））に職員を現地へ派遣し、福岡市とともに現地調査を実施。
- ・福岡市に対し、これまでの建築確認申請の状況や、定期調査報告の状況等の事実関係を確認。
- ・総務省消防庁とも連携し、火災時の状況等について情報を収集・整理。

2. 現地調査等で明らかになったこと

(1) 建築確認の法令違反

- ・建築確認の申請を行わずに増築したことに伴い下記の事項が違反。
 - ①煙感知式に改修すべき防火戸の感知装置を旧式の温度ヒューズ式等のままに放置。
 - ②増築された吹き抜け部分に設置すべき防火戸が未設置。
 - ③窓のない居室が生じ、当該居室に設置すべき排煙設備が未設置。
- ・廊下部分への非常用照明が未設置。

(2) 防火設備の状況

- ・被害の拡大につながったと考えられる防火戸の状況について、1、2階及び4階は閉鎖されていなかった。3階は不明。
 ※防火戸が閉鎖していなかった原因は現在調査中であるが、**扉の開閉機構に不具合があったことなどが可能性として考えられる。**

(3) 定期調査報告の状況

- ・**福岡市では診療所を報告の対象として指定していなかった**ため、今回火災のあった建物は報告の対象外。
- ・国土交通省では、昭和59年に**定期調査報告の規模等の指定方針を示し**、今回火災のあった診療所の用途については「**地階又は3階以上の階を診療所とするもの**」又は「**診療所の部分の面積が300㎡以上のもの**」としている。
 ※火災のあった建物は診療所部分の面積が約400㎡あり、**国土交通省が示した方針では定期調査報告の対象に該当。**

3. 緊急点検

- ・現地調査等を踏まえ、10月15日付けで全国特定行政庁に対し、緊急点検を実施するよう通知。

<点検対象>

- 病院及び診療所（患者の収容施設があるもの。）で、次のいずれかに該当するもの。
- ・地階又は3階以上の階を病院又は診療所の用途に供するもの
 - ・病院又は診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの

<点検事項>

- ① 無届による増改築の有無及び無届による増改築があった場合の当該部分の建築基準法令への適合状況
- ② 防火戸等の状況（管理の状況含む。）

<緊急点検調査結果>（平成26年2月5日公表、平成26年1月15日時点）

①について

緊急点検対象	件数
無届による増改築等	16,087件
建築基準法令への不適合	541件
是正指導を行ったもの	389件
是正済みのもの	360件
是正指導予定のもの等	13件
是正指導予定のもの等	29件

②について

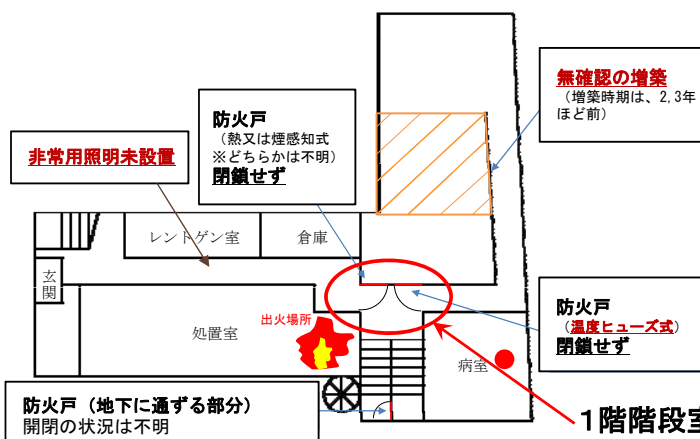
緊急点検対象	件数
建築基準法令への不適合	16,087件
是正指導を行ったもの	1,724件
是正済みのもの	1,496件
是正指導予定のもの等	330件
是正指導予定のもの等	228件

4. 緊急点検等を踏まえた対応等

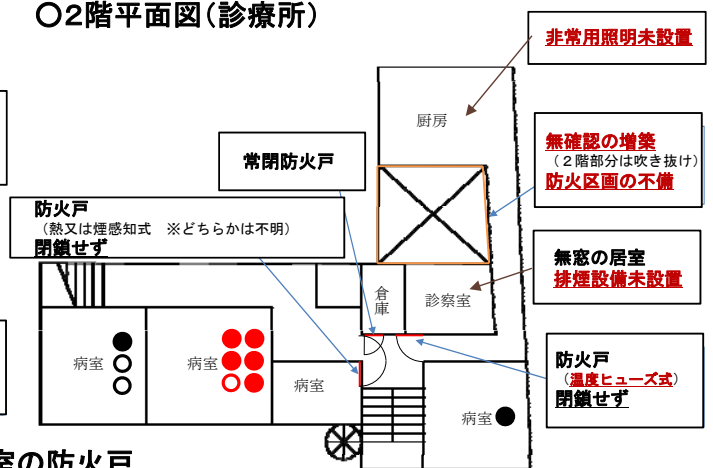
- ・国土交通省より、関係特定行政庁に対し、未是正物件に対する是正指導を徹底するよう改めて依頼。
- ・社会資本整備審議会において、定期調査・検査報告制度及び維持保全のあり方について審議。平成26年2月14日付けで社会資本整備審議会議長より国土交通大臣あて答申。
- ・定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底等に係る建築基準法改正案を今国会に提出。（平成26年3月7日閣議決定）

※赤字下線部は違反に係る事項

○1階平面図(診療所)



○2階平面図(診療所)



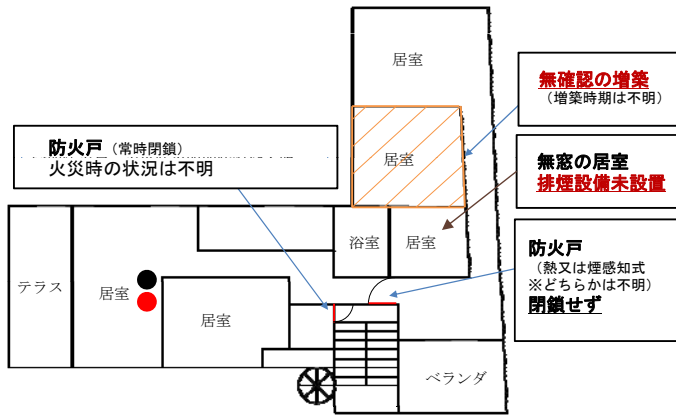
1階階段室の防火戸



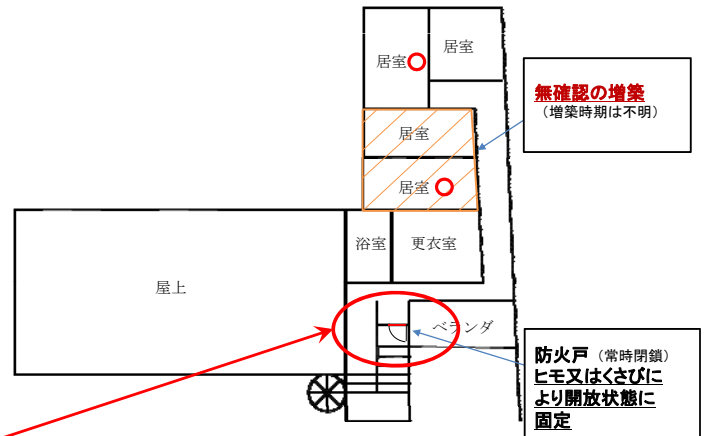
- 死者(男性) ● 死者(女性)
- 負傷者(男性) ○ 負傷者(女性)

※赤文字下線部は違反に係る事項

○3階平面図(住居部分)



○4階平面図(実態として寮となっていた階)



4階防火戸



- 死者(男性)
- 死者(女性)
- 負傷者(男性)
- 負傷者(女性)

社会資本整備審議会第二次答申(平成26年2月)抜粋

○定期調査・検査報告制度及び維持保全のあり方について

定期調査・検査報告制度の見直し

定期調査・検査の実効性を高めるため、次の措置を検討する必要がある。

- ・定期調査・検査報告の報告率の向上に向け、特定行政庁と連携し、建築物の所有者等に制度の周知徹底を図るとともに、報告がなされない場合には、建築基準法第12条第5項による報告、同条第6項による立入検査を実施するなど特定行政庁による安全確保の取組を徹底する。
- ・不特定多数の者や高齢者等が利用する建築物等の安全性の確保を徹底すべき建築物や昇降機等については法令により一律に定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことができるよう制度の見直しを行う。
- ・防火設備について、専門的な知識と技能を有する者に検査させる仕組みを導入する。
- ・定期調査・検査が適切に実施されるよう調査・検査の方法、判断基準をより具体的に定めるとともに、写真添付、検査結果の数値記載の充実を図る。
- ・定期調査・検査の資格者に対して、資格者証の返納等の処分基準の明確化を図り、不適切な調査・検査を行った者等に対する処分を徹底するとともに、資格者の資質向上を図るための講習内容の充実を図る。

第一～第五 略

第六 定期調査・検査報告制度の強化

一 定期調査・検査の対象の見直し

- 1 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(以下「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。3において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)を定期調査及び報告の義務の対象とすること。
- 2 1の調査は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者にさせなければならないものとする。
- 3 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。)で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。)を定期検査及び報告の義務の対象とするものとする。
- 4 3の検査は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(二の2において「建築設備等検査員」という。)にさせなければならないものとする。

(第十二条第一項から第四項まで関係)

二 建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証

- 1 国土交通大臣は、次のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証又は建築設備等検査員資格者証を交付するものとする。
 - イ 一定の講習の課程を修了した者
 - ロ イの者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者
- 2 建築設備等検査員が一の3の検査を行うことができる建築設備等の種類は、建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定めるものとする。

(第十二条の二及び第十二条の三関係)

第七～第二十 略